

# 青森県報

第千三十九号

令和八年  
三月十一日  
(水曜日)

## 目次

### 告示

- 道路法の規定による沿道区域の指定……………(道路課) ……一
- 道路法の規定による届出対象区域の指定……………(同) ……一
- 道路の区域の変更……………(同) ……二
- 道路の供用の開始……………(同) ……二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除(河川砂防課) ……二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……三
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同) ……四

### 公告

道路の種類	路線名	区 間	沿道区域の最大幅員	延長	電柱
県 道	妙売市線	八戸市根城一丁目一四の八から八戸市根城四丁目一の二九まで	六・五五メートル	〇・二一七キロメートル	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象

### 青森県告示第百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十四条の二第一項の規定により、次のとおり届出対象区域を指定するので、同条第二項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和八年三月二十四日まで青森県三八県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

## 告

## 示

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(地域企業課) ……四
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(同) ……六
- 正 誤……………(人事課) ……六
- 令和六年三月二十九日号外第十五号訓令中……………(人事課) ……六

### 青森県告示第百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十四条第一項の規定により、次のとおり沿道区域を指定したので、同条第二項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和八年三月二十四日まで青森県三八県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

令和八年三月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

### 一 指定する届出対象区域

届出対象区域の存する土地の所在地(沿道区域の存する土地の所在地)

届出対象区域に接続する道路の路線名

工作物

八戸市根城一丁目一四の八から 八戸市根城四丁目一の二九まで 八戸市根城一丁目一四の八から 八戸市根城四丁目一の二九まで	県道妙売市線	電柱
--	--------	----

二 指定する年月日

令和八年三月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

図面 番号	道路 種類	路線名	変更の区間		備考
			前	後	
1	県道	孤槌木造線	つがる市木造永田千代一三六の一から つがる市木造蓮花田駒ケ宿二二八まで	つがる市木造永田千代一三六の一から つがる市木造蓮花田駒ケ宿二二八まで	

青森県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和八年四月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道孤槌木造線	つがる市木造永田千代一三六の一から つがる市木造蓮花田駒ケ宿二二八まで	令和八・三・二一

青森県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和八年四月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更の 前後別	敷地の幅員		敷地の延長	備考
	前	後		
	八・二〇メートルから 一・〇〇メートルまで	一・三〇メートルから 二〇・一〇メートルまで	三三三・一〇〇メートル 三三三・一〇〇メートル	

青森県告示第百二十三号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県下北県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 九艘泊土砂災害警戒区域及び九艘泊土砂災害特別警戒区域
  - 1 解除する区域
  - むつ市の区域のうち次の図面に示す区域  
(図面省略)
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

（図面省略）

二 蛸田三号土砂災害警戒区域及び蛸田三号土砂災害特別警戒区域

- 1 解除する区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

（図面省略）

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

（図面省略）

三 地藏堂沢土砂災害警戒区域及び地藏堂沢土砂災害特別警戒区域

- 1 解除する区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

（図面省略）

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

（図面省略）

四 芋田沢土砂災害警戒区域及び芋田沢土砂災害特別警戒区域

- 1 解除する区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

（図面省略）

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

（図面省略）

青森県告示第百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び青森県下北県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 九艘泊土砂災害警戒区域及び九艘泊土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

（図面省略）

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

（図面省略）

二 脇野沢一土砂災害警戒区域及び脇野沢一土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

（図面省略）

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の図面のとおり

(図面省略)

三 蛸田三号土砂災害警戒区域及び蛸田三号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の図面のとおり

(図面省略)

四 芋田沢土砂災害警戒区域及び芋田沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び青森県下北県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 地藏堂沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

二 九艘泊東沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年三月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン安原ショッピングセンター

弘前市大字泉野一丁目四の二 外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 イオン東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 辻雅信

2 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目六の五

代表取締役 野々口剛

3 株式会社コムネット

宮城県東松島市矢本字北浦九七の二

代表取締役 佐藤隆志

4 株式会社ワークマン

群馬県伊勢崎市柴町一七三二

代表取締役 小濱英之

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
イオン東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 辻雅信	変更なし	
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 大南淳二	変更なし	
株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二四条東二〇丁目一の一 代表取締役 八幡政浩	変更なし	
株式会社つるや 弘前市大字和徳町六四 代表取締役 原庄三郎	株式会社つるや 弘前市大字和徳町六四 代表取締役 原孝至	平成 三〇・四・二五

株式会社大創産業  
広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四  
代表取締役 矢野靖二

変更なし

株式会社ジーフット  
東京都中央区新川一丁目二三の五  
代表取締役 木下尚久

株式会社ジーフット  
東京都中央区新川一丁目一四の一  
代表取締役 木下尚久

令和  
六・三・二九

株式会社デジタルサービス  
弘前市大字駅前三丁目五の一  
代表取締役 小山内眞

株式会社コムネット  
宮城県東松島市矢本字北浦九七の二  
代表取締役 佐藤隆志

平成  
二七・二・八

株式会社ワークマン  
群馬県伊勢崎市柴町一七三二  
代表取締役 小濱英之

変更なし

四 届出年月日

令和八年二月二十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び弘前市役所

2 期間

令和八年三月十一日から同年七月十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和八年七月十三日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年三月十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドリームタウンALi  
青森市浜田三丁目の一 外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
みずほ信託銀行株式会社  
東京都千代田区丸の内二丁目三の三

人 事 課

- 代表取締役 笹田 賢一
- 三 市町村の意見の概要

本市において災害が発生する又は発生のおそれがある場合、市民等が一時的に避難する場所として駐車場等の敷地の一部の使用や避難者への物資の提供など、災害時等の支援に係る協定等の締結について検討いただきたい。（指針二一（4））

- 四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

- 五 意見書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

2 期間

令和八年三月十一日から同年四月十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

正

誤

発行年月日 発行番号	区分	番号	ページ	段	行	誤	正
令和六・三・二元 号外第一五号	訓令甲	第二号	二三	下	二四	交通・地域連携課長	地域交通・連携課長

（発行者・発行人）  
青森市長 島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付二十一円七十銭